瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月18日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第4号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例(平成12年瀬戸市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
種類	金額	種類	金額
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
消防法第11条第	危険物の貯蔵最大数量が1,	消防法第11条第	危険物の貯蔵最大数量が1,
1項前段の規定に	000キロリットル以上5,	1 項前段の規定に	000キロリットル以上5,
基づく浮き屋根式	000キロリットル未満のと	基づく浮き屋根式	000キロリットル未満のと
特定屋外タンク貯	きは1件につき1, 180,	特定屋外タンク貯	きは1件につき1, 180,
蔵所及び浮き蓋付	000円、5,000キロリ	蔵所及び浮き蓋付	000円、5,000キロリ
特定屋外タンク貯	ットル以上10,000キロ	特定屋外タンク貯	ットル以上10,000キロ
蔵所設置許可手数	リットル未満のときは1件に	蔵所設置許可手数	リットル未満のときは1件に
料	つき1,410,000円、	料	つき1,410,000円、
	10,000キロリットル以		10,000キロリットル以
	上50,000キロリットル		上50,000キロリットル
	未満のときは1件につき <u>1,</u>		未満のときは1件につき <u>1,</u>
	<u>590,000円</u> 、50,0		<u>580,000円</u> 、50,0
	00キロリットル以上100		00キロリットル以上100
	,000キロリットル未満の		,000キロリットル未満の
	ときは1件につき $1,950$		ときは 1 件につき $1,940$
	, 000円、100, 000		, 000円、100, 000

キロリットル以上200、0 キロリットル以上200,0 00キロリットル未満のとき 00キロリットル未満のとき は1件につき<u>2,270,0</u> は1件につき2, 260, 0 00円、200,000キロ 00円、200,000キロ リットル以上300,000 リットル以上300,000 キロリットル未満のときは1 キロリットル未満のときは1 件につき4, 550, 000 件につき4, 550, 000 円、300,000キロリッ 円、300,000キロリッ トル以上400,000キロ トル以上400,000キロ リットル未満のときは1件に リットル未満のときは1件に つき5,820,000円、 つき5,820,000円、 400,000キロリットル 400,000キロリットル 以上のときは1件につき7, 以上のときは1件につき7, 070,000円 070,000円 <省略> <省略> <省略> <省略> 備考 <省略> 備考 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。